

政令第 号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行期  
日を定める政令

内閣は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行期日は、令和元年五月二十三日とする。